

追跡：日本育ちでも社会と溝 外国ルーツの非行少年、国が矯正教育本腰

毎日新聞 2023.11.27 東京朝刊 2頁 二面 (全2,159字)

父母のいずれかが外国出身で、非行に走ってしまった少年たちの立ち直りに法務省が力を入れ始めた。非行の一因となっているのは、国籍や文化の違いからくる「生きづらさ」ではないかと法務省はみている。自分は何者かと悩み、葛藤する少年たちに、どんな配慮が必要か。外国ルーツの子どもが増える中、多文化共生社会を見据えた少年院の取り組みを取材した。

「ブラジルの家庭料理はどんなメニューがあるの?」「日本でいうと、コロッケ風の揚げ物がよく出てくるかな」。8月下旬、愛知県瀬戸市にある瀬戸少年院。19～20歳の4人が法務教官2人と机を囲みながら、それぞれの家庭の食事情をテーマに日本語で意見を交わしていた。

4人のうち3人はそれぞれブラジル、フィリピン、ペルー国籍。日本で生まれ育ち、母国語より日本語が得意な少年もいれば、その逆もいる。覚醒剤や盗みに手を染め、ここに来た。

約60人を抱える瀬戸少年院は少年の1～2割が、外国籍か父母のいずれかが外国出身という。外国人が多い東海地方の事情を反映してか、他の少年院よりその割合は高い。

瀬戸少年院は全国に先駆けて2019年から外国にルーツがある少年5～6人と、外国にルーツがない日本人の少年による「多文化共生プログラム」に取り組んでいる。

プログラムでは「日本の好きなおとこや嫌いなところ」「自分が日本人ではないと認識した瞬間」といったテーマに沿って考えや経験を共有する。

少年院では、少年院にいる間にできた人間関係が将来の非行につながる事態を避けるため、お互いのことを話してはいけないルールがある。このプログラムでは例外的に、外国にルーツがあることで感じてきた不満や孤立感を包み隠さず言葉にすることになっている。日本人少年には多文化共生の意味を学んでもらう。

記者の取材に応じた少年(20)はペルー国籍だが、生まれも育ちも日本だ。自宅では父親とスペイン語で話すものの、兄弟とは日本語が交ざる。

見た目の違いから「ナニジンなの?」と聞かれるのがずっと嫌だった。家族にも悩みを打ち明けたことはない。家計を支えるため、中学を卒業して働き始めたが、その傍らで違法薬物に走り、逮捕されたという。「見た目でなく、人として中身を見てほしかった」――。プログラムでは心に秘めた思いを語った。

「自身のルーツを巡る『生きづらさ』から日本社会にネガティブな印象を抱く少年は少なくない。頼り方や気持ちの吐き出し方を身につけることで再非行の防止にもつながる」。これまで30～40人の外国にルーツがある少年と向き合ってきた法務教官の石田啓貴さん(29)の実感だ。

◇「今も言葉の壁」4割

法務省によると、全国の少年院に新たに入った外国籍の少年は02年の153人をピークに減少し、21年は47人だった。

少年院では1993年から、ほぼ日本語が話せない少年を対象に、日本の文化や生活習慣を学ぶカリキュラムを設けている。ただ、21年にカリキュラムに参加したのはわずか2人。外国籍でも日本語で一定の意思疎通ができればカリキュラムの対象外とされていたためだった。

在留外国人数は増加傾向にあり、22年末には初めて300万人を超えた。外国にルーツがある子どもも同様に増えていると考えられるが、少年院の矯正教育は旧態依然でいいのか――。こ

うした問題意識の下、法務省は20年8月、早稲田大学大学院日本語教育研究科と全国の少年院46施設で、「父母のいずれかが外国出身」の少年の調査に初めて乗り出した。

その結果、日本語がほぼ話せない外国籍の少年とは別に、日本語能力や日本文化への理解度が低く、矯正教育上の配慮が必要な少年が22年7月現在で約70人いた。全体の約5%で日本国籍の少年も含まれていた。

うち66人が回答したアンケートによると、日本で生まれた少年が62・1%と最も多く、小学校に上がる前に来日した少年は10・6%。中学生以降に来日した少年は1・5%に過ぎず、多くが幼少期から日本で暮らしていた。

一方で、日本語だけを使って生活していた少年は25・8%にとどまった。残りは家庭内で日本語と家族の母語の複数言語で会話し、家族間のやり取りに支障があったケースもあった。

地域の日本語教室で日本語支援を受けたことがない少年は半数に上り、「今でも日本語の壁」にぶつかると答えた少年は42・4%を占めた。他者とのコミュニケーションや、社会生活に必要な漢字や敬語、オノマトペ（擬音語、擬態語）に対する苦手意識を感じている回答が目立ったという。

一定の日本語は使えるものの、複雑な家庭環境から母国語も日本語も習得が不十分となり、日本社会に適応できず非行に至る構図が浮かぶ。

調査を担当した早大大学院日本語教育研究科の山下千聖助手は「（少年が置かれた環境は）少年院の中だけの問題ではなく、社会の縮図。日本人少年とは違う特有の課題や困難にも目を向けるべきだ。周囲の理解も欠かせない」と訴える。

法務省は瀬戸少年院のプログラムを参考に24年度までに、全ての少年院で活用できる教材を作成する方針だ。法務省少年矯正課は「幼少期から日本で暮らしていれば日本語ができて当たり前という思い込みがあった。職員の研修を進めたい」としている。【飯田憲、写真も】

毎日新聞

本サービスの収録内容に関する著作権その他の権利は、毎日新聞社または各権利者に帰属します。
無断転載など権利侵害となるご利用はお断りします。(C)THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.